

所得税還付申告説明会を開催します

サラリーマン(給与所得の年末調整が済んでいる方)で、医療費控除や住宅借入金等特別控除を申告する方と、年金受給者の方を対象に確定申告書の説明と受け付けを行います。

◆説明会区分および日時

期 日	受付開始時間	説明開始時間	説明区分	場 所
2月9日(火)	午前9時30分	午前10時	年金受給者の申告	市保健センター 研修室(2階)
	午後1時	午後1時30分	給与所得者の住宅借入金 特別控除申告	
2月10日(水)	午前9時30分	午前10時	給与所得者の医療費控除 申告	
	午後1時	午後1時30分		

- ・説明開始時刻までに受け付けを済ませてください。当日は説明を聞きながら、その場で申告書を作成していただきますので、説明開始時刻に遅れると確定申告書などの作成ができない場合があります。
- ・説明会は説明区分に従って行いますので、当日の説明区分に該当にならない方は、受け付けできませんのでご了承ください。

税務署からのお知らせ

所得税の還付申告をする方は、1月から税務署へ申告書の提出をすることができます。

確定申告期間中は申告会場および駐車場が大変混雑しますので、還付を受けるための確定申告書を提出する方は、ご自分で作成して郵送などにより早めの提出をお願いします。なお、平成21年分所得税・消費税の確定申告書については、所得税・消費税の確定申告が必要と思われる納税者の方に対して1月28日(木)ごろ発送する予定です。

※確定申告用紙は、1月25日(月)から市役所でもお渡しできる予定です。

問い合わせ 竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303(自動音声案内)

◆共通して必要な書類

源泉徴収票原本(平成21年分)、
計算機、筆記用具、印鑑(認印)、
還付金の振込口座の分かるもの
(申告者本人名義のもの)

◆各種控除に必要な物

《年金受給者の方》

1 社会保険料支払証明書(国民
健康保険税、介護保険料、任意
継続保険料など)

2 生命保険料、地震保険料など
の控除証明書

3 医療費控除を合わせて受ける
ときは《医療費控除を受ける方》
を参照してください。

《医療費控除を受ける方》

1 医療費の領収書(会社や健康
保険組合などからの医療費明細
書は不可)

※あらかじめ治療を受けた人ご
と、病院・薬局ごとに集計して
おいてください。

2 生命保険会社や健康保険組合
などから給付、補てんされた額
の分かる書類(高額医療・マル
福含む)。

《住宅借入金等特別控除を受ける方》

1 住民票の写し(源泉徴収票と
同一の名前)平成22年1月1日
以降の日付のもの

2 住宅取得資金に係る借入金の
年末残高証明書(借入先が発行)

3 家屋の登記簿謄(抄)本(登記
事項証明書:水戸地方法務局取
手出張所で交付)

4 建物の請負(売買)契約書の写し
【その他】

①建物の取得とともに土地などの
取得のための借入金などがある
方は、前記1～4のほか、その
敷地の売買契約書の写し、登記
簿謄(抄)本(登記事項証明書)。

②中古住宅を取得した方、増改築
を行った方は、前記1～3のほ
か一定の要件があります。詳し
くは竜ヶ崎税務署までお問い合
わせください。

③連帯債務により住宅などを取得
した方についても竜ヶ崎税務署
までお問い合わせください。